

九〇十二世紀における宮道氏の動向

根 本 隆 一

はじめに

宮道氏は山城国宇治郡山科郷を拠点とし、ヤマトタケルの後裔と称した豪族である⁽¹⁾。九〇十二世紀にかけて衛府尉・檢非違使に補任されることが多く、京の治安維持に携わった一族と言える。しかし、清和源氏・桓武平氏などとは異なり、武士化の道をたどることはなく、目立った興亡もなく、政治・軍事など大勢に影響を与えることなく、一貫して中・下級貴族に留まった。

その中で特筆される出来事としては、宮道列子が藤原高藤の室となり、その女子である藤原胤子が醍醐天皇の母となつたことがあげられる。また、室町幕府の政所代を世襲した蜷川氏が宮道氏の後裔を称している。

宮道氏を専論した先行研究は少なく、坂井誠一が蜷川氏の祖として、宮道氏・宮道神社を紹介しているものが唯一と言える⁽²⁾。ほかに個別に宮道氏の人物について触れている論考はあるが、宮道氏という氏族全体を論じているものはない⁽³⁾。

本稿では、九〇十二世紀の宮道氏の動向を概観する。これにより、この時期の中・下級貴族の実態を理解する一助になればと考える。

一、宇多・醍醐朝以前の宮道氏

宮道氏は『新撰姓氏録』に記載されておらず、始祖伝承や本拠地などに不明点が多い。宮道氏の氏神とされるのが山城国宇治郡の山科神社である。山科神社と宮道氏との関係を示す初見史料は、『本朝月令』（四月・山科祭）⁽⁴⁾で、

上巳山科祭事

太政官符、神祇官応^レ附^二官帳^一坐^三山城国宇治郡山科^一神二座事、右得^二宮道氏人内蔵少允宮道良連等^一去年八月七日解^一一併、伴氏神依^二去寛平十年三月七日奉勅之宣旨^一、初享^二公家春秋之祭祀^一、雖^レ然未^レ附^二官帳^一、歲月稍久、望請特被^二天裁^一、准^二於本神^一被^レ附^二官帳^一、預^二四度幣^一、然則值^二聖主之昌運^一、永流^二神冥之威徳^一、以成^二感歡^一、鎮^二守国家^一者、中納言兼右近衛大将從三位行春宮大夫藤原朝臣忠平宣、奉^レ勅依^レ請者、官宜承知依^レ宣行^レ之、(延喜十一年正月六日、)とある。宮道氏の氏神である山科神二座は、寛平十年(八九八)三月七日の宣旨により公家より奉幣を受けることになったが、官帳に載せられることがなかった。氏人の宮道良連らがその旨を申請し、延喜十一年(九一一)正月六日に許可された。官幣にあずかるようになったのは後述するように宇多・醍醐天皇との姻戚関係によるものである。ともかく、九世紀末には「山科神二座」が宮道氏の氏神とされていたことがわかる。

この山科神は、京都市山科区西野山岩ヶ谷町の山科神社、もしくは同区勧修寺仁王堂町の宮道神社(二所明神)であると考えられている。後者は社伝で祭神をヤマトタケル・ワカタケル王・宮道弥益・宮道列子としている⁽⁵⁾。

『日本書紀』景行天皇四年二月甲子条に、景行天皇と襲武媛とのあいだの皇子として国背別皇子を挙げ、分註で「一云、宮道別皇子」と記している。『古事記』景行天皇段では、倭建王と大吉備建比売の子に建貝児王を載せ、建貝児王を「讚岐綾君・伊勢之別・登袁之別・麻佐首・宮首之別等之祖」としている。『先代旧事本紀』天皇本紀・成務天皇四十八年三月庚辰朔条には、日本武尊と両道人姫皇女の子に稚武王を載せ、稚武王を「近江建部君祖、宮道君祖」としている。

これらをもつてヤマトタケル・ワカタケル王を祖とするようになったのであろう。『寛永諸家系図伝』『寛政重修諸家譜』など近世に編纂された系図では、蜷川氏の祖として宮道氏を掲げ、さらにその祖を物部守屋と記し、ヤマトタケルなどには触れてはいない⁽⁶⁾。

宮道氏の本拠地は山城国宇治郡山科郷とされる。右に挙げたように、山科神を氏神としていること、山科にある勸修寺が宮道弥益の旧宅であったという伝承をもつことによる⁽⁷⁾。十一世紀初頭に東寺別当となった仁海は宮道惟平の子で、和泉国人であったとも伝えられている⁽⁸⁾。仁海は山科に隣接する小野に曼荼羅寺を開いている⁽⁹⁾。このことから、仁海も山科の宮道氏と何らかの関係を有していたと考えて良いだろう。平安京跡左京九条三坊十町・烏丸町遺跡から出土した木簡に、
 「讚支白米五斗宮道□□」⁽¹⁰⁾

とある。平安前期に讚岐国から送られた白米に付けられた荷札木簡と考えられている。「宮道□□」が人名とすれば、讚岐国にも宮道氏がいたということになる。

宮道氏の姓は、右で挙げた『先代旧事本紀』に「宮道君」が見えるが、これ以外で君姓を称した例はない。

『続日本後紀』承和二年（八三五）十一月戊申（七日）条に、

（前略）賜主計頭從五位上宮道宿禰吉備麻呂、玄蕃少允同姓吉備繼等朝臣姓、

とある。宿禰姓をいつあたえられたかは不明であるが、このとき宿禰姓から朝臣に改姓されたことがわかる。また、十一世紀以降も宿禰姓のままの宮道氏も存在していた⁽¹¹⁾。

宇多・醍醐朝以前で史料に名が見られるのは、右に挙げた吉備麻呂・吉備繼と、弥益・友兄の四名のみである。彼らの官職を見ると、

吉備麻呂・・・承和二年十一月七日、主計頭現任（『続日本後紀』）。

同十年正月十二日、因幡守に任じられる（『続日本後紀』）。

吉備継・……承和二年十一月七日、玄蕃少允現任（『続日本後紀』）。

弥益・……元慶六年（八八二）正月七日、主計頭・越後介現任（『日本三代実録』）。

仁和三年（八八七）二月二日、主計頭現任、伊予権介に任じられる（『日本三代実録』）。

友兄・……官位不明（『菅家文章』巻一二）。

吉備麻呂と弥益の血縁関係は不明であるが、ともに主計頭に任じられているのは特徴的である。請田正幸はこの両名を算道出身官人の可能性があると⁽¹²⁾している。すなわち、一族で数学的知識を有していた可能性がある。

日本古典文学大系『日本書紀』の頭註は、白雉五年（六五四）二月条の遣唐使判官の宮首阿弥陀を宮道氏ではないかとしている。これが成り立つのならば、吉備継の玄蕃少允とともに外交関係も宮道氏が担ってきた職であったのかもしれない。⁽¹³⁾

後述の宮道列子と藤原高藤の説話のなかで、弥益が宇治郡大領であったと記されている。しかし、池上洵一が指摘しているように、この時期の宇治郡領は宇治氏が務めることがほとんどであり、宮道氏の例は他にない。⁽¹³⁾

また、『日本三代実録』元慶元年正月三日乙亥条に、弥益が外従五位下から従五位下に叙されたことが記されている。宮道氏で外位に叙せられていた例はこの一件のみである。

白雉の宮首阿弥陀を除くと、宮道氏の確実な初見記事は天長九年（八三二）正月辛丑に吉備麻呂が従五位上に叙せられたことである（『類聚国史』巻九十九）。おそらく、もともと山城国宇治郡山科郷を拠点⁽¹⁴⁾を置く小豪族で、平安遷都後にその地の利をもって、また平安初期の才用主義重視により内位を得た新興氏族だったのであろう。⁽¹⁴⁾

二、藤原高藤・宇多天皇・醍醐天皇との関係

醍醐天皇の外祖母となつた宮道列子は、右にあげた主計頭・越後介・伊予権介を歴任した宮道弥益の女子であつた。その列子と藤原高藤の婚姻は説話化され、『今昔物語集』巻二一七「高藤内大臣語」にある。大略は以下の通りである。

十五、六歳の高藤は、山科での鷹狩りの途中で雷雨に遭つた。高藤は宇治郡大領宮道弥益の宅に宿を借り、弥益の娘と一夜のちぎりを交わした。六年後、高藤はようやく弥益宅を再訪し、弥益の娘を妻として迎え入れた。また、最初のちぎりの際に生まれた女子は、後に宇多天皇の女御となり、醍醐天皇を産むことになった。

この説話の真偽については池上洵一の論考に詳しい。高藤と宮道列子の婚姻と、その間に誕生した藤原胤子が即位前の宇多天皇（源定省）に嫁し、のちの醍醐天皇（源維城）の母となつたことは史実であるものの、高藤の年齢や、弥益の大領の地位などは疑わしいとしている。⁽¹⁵⁾

宇多・醍醐の即位は、高藤や、胤子の同母弟である定方の官位に大きく影響を与えた。『公卿補任』によると、高藤は宇多天皇即位後の寛平六年（八九四）に従三位に叙せられ、昌泰三年（九〇〇）に内大臣に任じられた。定方は醍醐天皇即位後の延喜九年（九〇九）に参議に補せられ、延長二年（九二四）に右大臣にまで昇つた。次に見るように、宮道氏も醍醐の外祖母の一族ということで恩恵を受けた。

宇多朝に確認できる宮道氏の人物は宮道有憲・潔興の二名である。

有憲・・寛平元年二月二十八日、右近衛将曹から少外記に転じる（『魚魯愚抄』七、『外記補任』）。⁽¹⁶⁾

寛平二年正月二十八日、大外記に任じられる（『外記補任』）。

寛平四年五月十二日、下総介に任じられる（『外記補任』）。

潔興・・宇多朝、春宮帯刀（『古今和歌集』九六六番歌）。

有憲の官歴の背景は不明であるが、潔興の補任理由は後の醍醐天皇である春宮との姻戚関係によるのであろう。醍醐朝は有憲・潔興に加え、良連・陳平が史料に現れる。

有憲・・・寛平九年七月、主殿頭に任じられる（『魚魯愚抄』七）。

昌泰四年三月、伊予権介に任じられる（『魚魯愚抄』七）。

潔興・・・昌泰元年二月二十三日、内舍人に任じられる（『古今和歌集目録』¹⁷）。

昌泰三年五月十五日、内膳典膳に任じられる（『古今和歌集目録』）。

延喜七年二月二十九日、越前権少掾に任じられる（『古今和歌集目録』）。

良連・・・延喜十年八月七日、内蔵少允現任（『本朝月令』四月）。

陳平・・・延長五年、内舍人現任（『大間成文抄』四）。

『日本紀略』によると、醍醐が宇多から讓位されたのは寛平九年七月三日のことであつた。同十三日に即位すると、その日に高藤は正三位に叙され、十九日に胤子に贈皇太后が追号された。その同じ月に、有憲は主殿頭に任じられている。醍醐の即位にともなう任官であることは間違いないだろう。

また、彼らの官職を見ると、潔興の越前権少掾以外はいずれも内廷官司であり、これ以前に宮道氏が就いていた算道関係の職ではない。これ以後、宮道氏で算道関係の官人となつた者は確認できない。宇多・醍醐の即位により、宮道氏は実務官僚からその性格を変化させていったことがわかる。

三、高藤流藤原氏（勸修寺流）との関係

宮道列子と藤原高藤の子、藤原定方の子孫を勸修寺流と呼ぶ。その勸修寺流と宮道氏の関係はどうであつたのか。勸修寺流との関係を示すできごとは、九世紀後半の列子と高藤の婚姻と、十二世紀中ごろの越中国堀江荘の寄進の二件がある。

勸修寺流の名称の由来となったのは山科の勸修寺である。勸修寺は、藤原胤子が醍醐のために建立したという（『類聚三代格』卷二・延喜五年（九〇五）九月二十一日官符）。『勸修寺旧記』は、宮道弥益が孫である胤子の菩提のために自宅に御願堂を建立したのがはじまりであるとしている。『日本紀略』延喜三年八月五日条には、

其日、天皇於⁽¹⁸⁾勸修寺⁽¹⁹⁾、囑⁽²⁰⁾僧綱以下百七口、供⁽²¹⁾養神筆法華經、奉⁽²²⁾為贈皇后御菩提⁽²³⁾也、

とある。この時、醍醐天皇が母の胤子の菩提のため勸修寺で神筆法華經供養をおこなった。醍醐・胤子が深いかわりをもっていたことがわかる。

また、『勸修寺旧記』によると延喜年間に定方が母の宮道列子の菩提のために西堂を建立した。定方が承平二年（九三二）に薨去したのは、定方の周忌に西堂で八講を行うようになり、勸修寺は一族の結集の場となった。⁽¹⁹⁾『勸修寺旧記』には、弥益・列子以外の宮道氏の記載はなく、『為房卿記』『吉記』の勸修寺八講の記録にも宮道氏の参加の記述はない。⁽²⁰⁾

勸修寺に隣接して、現在も宮道神社が存在している。前述の宮道氏の氏神である山科神社と考えられている。『勸修寺旧記』によると天喜年間（一〇五三～五八）の勸修寺焼亡に際して宮道神社も焼失したが、まもなく定方子孫の藤原隆方によって再建された。また、「氏人有⁽²¹⁾慶賀⁽²²⁾之時參⁽²³⁾入寺家⁽²⁴⁾」（中略）又奉⁽²⁵⁾幣⁽²⁶⁾宮道明神⁽²⁷⁾」するともあり、宮道神社は定方子孫の氏神的な存在になっていたことがうかがえる。

堀江荘は、越中国新川郡に立てられた荘園で、康治元年（一一四二）十月、宮道季式により「松室法橋」に寄進され⁽²¹⁾た。久保田収は「松室法橋」を勸修寺流の藤原為房の子の寛誉であるとし、久保尚文は宮道氏が越中国に土着したのは、勸修寺流の越中守の藤原公能・顕長の目代であったと推測している。⁽²²⁾

宮道氏は内位を得て本貫地を京に移した。⁽²³⁾しかし、仁海と小野曼茶羅にみられるように、その後も山科の地との関係は持ち続けていたであろう。とすれば、十・十一世紀にも勸修寺流との私的な関係が続いていた可能性は否定できない。

四、宮道氏と権門勢家との関係

勧修寺流以外の権門勢家との関係は史料に散見されている。まず、十世紀には醍醐天子孫との関係が見られる。

陳平・・・延長五年（九二七）、醍醐皇子の故克明親王家人の功で内舍人に任じられる（『大間成文抄』四）。

忠光・・・寛和二年（九八六）、醍醐の孫の恵子女王の年給により伊勢大掾に任じられる（『大間成文抄』一）。

正盛・・・長保元年（九九九）、村上天皇皇女の資子内親王の年給により美濃大掾に任じられる（『大間成文抄』一）。

このように、宮道氏は十世紀末まで醍醐の子孫と私的な主従関係を保っていたことがうかがえる。

十世紀後半、藤原実頼の子孫である小野宮流との関係を深めて行く。

忠用・・・天曆二年（九四八）正月五日、藤原実頼の使者として藤原師輔の大饗に馬を届ける（『九条殿記』）。

堯時・・・永延元年（九八七）四月十七日、藤原為光の家司として召される（『小右記』）。

義行・・・十世紀末～十一世紀初頭、藤原実資家司をとめる（『小右記』正暦元年（九九〇）十一月二十七日・長

和二年（一〇一三）四月十六日条など）。

式光・・・長和二年八月五日、藤原実資家の厩司となる（『小右記』）。

治安三年（一〇二三）八月二十八日、藤原実資女子の千古の家司となる（『小右記』）。

仲光・・・寛仁元年（一〇一七）九月一日、藤原実資に皇后宮少進任官を依頼する（『小右記』）。

義式・・・長暦三年（一〇三九）十月八日、藤原資房の命で資房児の疱瘡を見舞う（『春記』）。

とくに義行は長く実資の家司を務め、『小右記』長和二年四月十六日条には、

十六日、丁丑、（中略）義行朝臣昨戌刻許卒去、（年五十七）執「行政所雑事」之間、曾無「雑念」者也、太惜レ之、（後略）

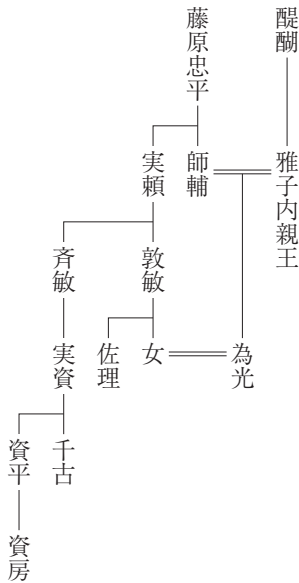
と実資が義行の卒去を惜しんでいる。また、式光はその義行の子で、『小右記』同年八月五日条に、

五日、甲子、(中略) 左兵衛尉宮道式光為_レ家司、(故義行朝臣子、義行朝臣自_二昔日_一至_二閉目_一、殊致_二勤節_一、仍為_レ不_レ空_二彼職所_一補也、以_二侍従_一令_二書下_一也、(中略) 左兵衛尉宮道式光為_二厩司_一、(以_二侍従_一令_二仰下_一、故義行朝臣久為_二厩司_一之故也、)(後略)

と父のあとを継ぎ、実資の家司(厩司)となったことが記されている。

式光の弟かと推測される仲光は、家司とはないが『小右記』寛仁元年九月一日条に「従_二若冠之時_一従_レ余」と若年のころから実資に仕えていたことが記されている。『小右記』をみると、これ以前の長和元年四月二十三・二十四日条に式光の名があらわれており、この時、式光は齋院御禊について実資の元を訪れている。義行の卒去以前から、父子揃って実資に仕えていたことがうかがえる。

醍醐天皇の子孫に仕えていた宮道氏が、小野宮流と主従関係を持つようになった。その原因として考えられるのが、醍醐天皇の外孫である藤原為光と藤原敦敏女子との婚姻によるものではないだろうか。



義行は、右に述べたように実資の家司を長く務めたが、それ以前に実資の従兄弟である佐理に使っていた可能性を指摘

しておきたい。『本朝文粹』（巻六・奏状中）に義行の奏状が載せられている。長徳二年（九九六）正月二十一日、国司への任官を求めたもので、この中に義行の経歴が記されている（波線部筆者）。

散位従五位下宮道朝臣義行誠惶誠恐謹言、

請_レ被_下殊蒙_二 天恩_一 因_二 准先例_一 拜_中 任安房・能登・淡路等_上 国守闕_上 状

右義行天延元年、候_二 藏人所_一、貞元元年、任_二 木工允_一、当時造宮、日夕奔宮、天元三年、遷_二 大藏丞_一、永観二年、適預_二 采爵_一、諸司之間、經_二 十一年_一、采爵之後、送_二 三十三年_一、而年来相_二 当輔佐之居_一、類漏_二 理運之推薦_一、專城望遠、眼穿_二 黄河之日_一、劇官病迫、身動_二 上池之浪_一、因_レ 之_レ 為_レ 加_二 湯療_一、暫_レ 向_二 西海之温泉_一、然間鎮府都督、政多_二 邪佞_一、忽_レ 発_二 吹毛之論_一、遂張_二 陷身之機_一、論_二 其虐殘_一、乳虎猶仁心之獸也、校_二 其狂欲_一、貪烏則廉讓之禽也、義行_レ 刃_二 土受_レ 冤_一、上天隔_レ 聽、不_レ 可_二 以_レ 詞陳_一 其是非、不_レ 可_二 以_レ 使訴_一 其存亡、張儀之囚_レ 楚、尚遺_二 春鶯之舌_一、蘇武之投_レ 胡、自託_二 秋鴈之書_一、古来遭_二 冤屈_一 之者、未_レ 有_下 如_二 義行_一 者_上、爰去正曆五年十月、事及_二 叡聽_一、議遍_二 群卿_一、都督有_レ 過、義行無_レ 怠之状、僉議已成、当_二 于斯時_一、偶_レ 逃_二 西海之濁波_一、纔歸_二 東洛之旧土_一、池魚更游_二 江湖之中_一、籠鳥再翥_二 雲霄之上_一、方今聖日新昇、淳風忽返、設_レ 官分_二 爵_一、先後之次守_レ 法、春雨秋霜、賞罰之科克諧、而去冬除目、議_二 定下野守_一 之場、称_レ 有西府之事、以_二 数年下臈守忠_一、多由 超被_二 拜任_一、今檢_二 案内_一、諸卿僉議、先年一定、都督之任、仍以解替、然則犯_レ 法之者、已伏_二 罪過_一、遭_レ 冤_二 之身_一、何有_二 連及_一、加之、至_二 于守忠_一 者、義行叙爵之替、所_二 拜任_一 者也、計_二 其勤勞_一、先後懸隔、而朝選之間、越預_二 勸賞_一、無偏之化、雖_レ 及_二 兆民_一、不次之恩、濫加_二 一人_一、復自_二 大藏丞_一、叙爵之者、隔_レ 年給_レ 官、是則近年之訛跡、專非_二 聖代之流例_一、望請、殊蒙_二 天恩_一、被_レ 拜_二 任件国等闕_一、適戴_二 就日之恩光_一、將_レ 慰_二 多年之沈困_一、義行誠惶誠恐謹言、

長徳二年正月廿一日

江 以 言 作

義行は藏人所に候した後、木工允・大藏丞を歴任し、五位に昇った。しかし、その後は十三年間にわたり官職に就くこ

とはなかった。「湯療」のため西海道に赴いたとき、大宰大貳の藤原佐理が宇佐八幡宮の神人と鬪乱する事件がおり、佐理は大貳を解任され、⁽²⁴⁾ 義行は「冤」罪をこうむった。その後、義行は下野守の候補に上がりながらもこの事件のことにより外されてしまったという。

この奏状の中で、義行は西海道に赴いた理由を「湯療」であり、「偶逃^三西海之濁波」と称しているが、俄に信じがたい。偶然巻き込まれたのではなく、佐理に従って西海道に向ったと考えるべきであろう。

長保五年、義行が下総守のときに平維良の乱が起こった。下総国の在地有力者である平維良が下総国府を襲撃した事件である。義行の任終年にあたることから、税の収納をめぐる国衙と在地の対立が生じたものと考えられている。⁽²⁵⁾

維良は平貞盛の弟の繁盛の孫（もしくは子）であった。繁盛の子の維幹は藤原実資の「僕」〔「小右記」長保元年十二月九日条〕であった。⁽²⁶⁾ 下総守義行は先述の通り実資の家司で、この事件は実資に近い者同士によって引き起こされたことになる。事件後、維良は藤原道長に従属しており、貞盛流の維衡も同じく道長に近侍したが、⁽²⁷⁾ 義行ら宮道氏はその後も実資ら小野宮流に従っていた。

しかし、十一世紀中頃以降、小野宮流の衰退にともない院や摂関家への従属を強めていったようである。院司となった者をあげる。

仲行・・・ 応徳三年（一〇八六）十二月八日、白河院所衆に補せられる（『讓位踐祚部類記所収大御記』）⁽²⁸⁾

頼式・・・ 寛治二年（一〇八八）二月二十二日、白河院武者所人として白河上皇の高野山行幸に従う（『白河上皇高野御幸記』）⁽²⁹⁾

式成・・・ 鳥羽朝、白河院武者所人で、的弓の名手とされる（『宇治拾遺物語』九十八）。

兼政・・・ 長治元年（一一〇四）五月二日、白河皇女の齋院（禎子内親王）侍（『中右記』）。

盛弘・・・ 大治四年（一一二九）十月五日、鳥羽院使として院序下文に署名（『平安遺文』補五三号文書）。

院との関係が生じた要因は不明である。横澤大典は、この時期、摂関家に祇候していた「京武者」の傍流が院に取り込まれてゆく傾向が見られると述べている。⁽³⁰⁾宮道氏がこの「京武者」にあてはまるかという問題はあるが、次節において触れるようにこの時期の宮道氏は衛府尉・検非違使を務める者が多く、院の武力の一部を担う者として期待されたと推測できる。

白河院との接点として、先に触れた藤原資房に仕えた宮道義式(31)の存在を挙げておきたい。義式は承暦元年(一〇七七)十二月の法勝寺金堂落成供養の行事を勤めた。この時、義式は検非違使・右衛門尉であったことから、行事所に付せられた寄検非違使であったと考えられる。寄検非違使は、元来は臨時の行事の警備のために付せられたものであったが、のち常置化されたとされる。⁽³²⁾義式がその後も法勝寺に関わったかは記録にないが、宮道氏が院に接近するきっかけのひとつと考えたい。

この時期、院以上に摂関家との関係が深かった。摂関家の家司となっている者をあげる。

成賢・保延二年(一一三六)十一月十日、藤原頼長の侍(『台記』)。

久安五年(一一四九)十月十九日、藤原師長の侍となる(『兵範記』)。

頼平・久安五年十月二十六日、藤原宗子の侍となる(『兵範記』)。

重清・久安五年十月十九日、師長の出納となる(『兵範記』)。

重能・久安六年正月十九日、藤原多子の侍となる(『台記』別記三)。

仁平元年(一一五一)二月十六日、藤原隆長の侍となる(『台記』別記六)。

忠弘・嘉応二年(一一七〇)四月二十三日、藤原基通の案主となる(『玉葉』)。

式国・治承三年(一一七九)十二月八日、藤原良通の侍となる(『玉葉』)。

養和元年(一一八二)十一月五日、藤原通子の侍となる(『吉記』)。

式房・…・治承三年十二月八日、良通の侍となる（『玉葉』）。

このほか、宮道式賢は藤原師実・師通・忠実・忠通の四代にわたって仕え、宮道頼式は「是方違共度々勤仕」（『殿暦』永久四年（一一一六）正月十五日条）と記されるように忠実に近侍していた。宮道信頼のように頼長の命で刃傷事件をおこす者もあった。⁽³³⁾

宮道氏の人物名をみると「式」字を用いる者が多いことに気がつく。しかし、頼長―師長父子に従属している者をみると、成賢・光賢・頼盛・重清・重能・光兼・季賢・信頼といずれも「式」字を持たない。⁽³⁴⁾「式」字を持つ者が嫡流と考えることができるとは、頼長―師長の系統に仕えたのは宮道氏のうちでも傍系の一族なのかもしれない。

撰関家への従属関係が生じた要因も不明である。勤修寺流の藤原為房は師実・師通の家司でもあった。⁽³⁵⁾為房の長子の為隆も師通・忠実の家司であった。⁽³⁶⁾宮道季式から越中国堀江荘を寄進された為房の子の寛譽も、忠実もしくは忠通に近侍していたと考えられている。⁽³⁷⁾この撰関家と勤修寺流の関係により生じたものであろうか。

五、宮道氏の官職上の特色

上述のように、九世紀以前は主計関係に就く者がみられた。しかし、醍醐の即位以降はそれまでとは異なっていた。表は宮道氏のうち衛府尉・検非違使となった者の一覧である。

検非違使尉には、藏人尉・追捕尉・明法道尉・そのほかに分類できる。宮道氏はいずれも追捕尉であった。⁽³⁸⁾撰関期の追捕尉を複数名出した文徳源氏・魚名流藤原氏・長良流藤原氏は、父祖が軍事行動を経験した一門である。⁽⁴⁰⁾宮道氏の場合、宮道忠用が藤原純友の乱の鎮圧に携わったことが『日本紀略』天慶四年（九四一）二月九日条に見える。

二月九日己亥、讃岐国飛駅来云、兵庫允宮道忠用、藤原恒利等、向伊予国、頗擊賊類、

この日、讃岐飛駈使が到来し、忠用らが伊予国で純友勢の一部を撃つたことを伝えた。乱後の勲功記事に忠用の名は見えないものの、『九条殿記』天曆二年（九四八）正月五日条には右衛門尉と記されており、伊予国での功績による任官が推測される。そして、この功績・実績により、宮道氏は代々追捕尉をつとめるようになったと考えられる。

『日本紀略』天延元年（九七三）四月二十四日丁未条には、

廿四日丁未、今夜、前越前守源満仲宅、強盜繞圍放_レ火、于_レ時越後守宮道弘氏相闘之間、中_二盗人矢_一卒去、余煙及_二三_一百余家、今夜、殊有_二宣旨_一、堪_二武芸_一之輩可_レ召_二候陣頭_一者、

とあり、源満仲と「強盜」との抗争に際し宮道弘氏は満仲側について戦い、卒去した。弘氏と満仲との関係や抗争の規模は不明であるが、抗争に加わるだけの武力は有していたようである。⁽⁴¹⁾

史料上、宮道氏で初めて検非違使に就任したことが確認できるのは忠城である。しかし、宮道氏にとっては式光の存在が大きかったようである。「家」の形成期に大夫尉となった式光こそが、のちの宮道氏にとつての始祖的な存在と位置づけられ、「式」字が通字とされていたのであろう。

その後、院政期以降の追捕尉は、院の近臣の一族や北面武士らによって占められ、撰関期に追捕尉であった氏族は追捕の職から姿を消す。⁽⁴²⁾ その中で宮道氏は十二世紀まで衛府尉・検非違使をつとめており、式盛が左兵衛権少尉に任じられた際には「警衛之官者譜第之職也」（『大間成文抄』七）と称されている。これは宮道氏が白河院に接近できたことによるのであろう。

しかし、十二世紀後半の頼平を最後に検非違使就任者は確認できない。その頼平も、保延二年（一一三六）に右兵衛尉に任じられ、久寿二年（一一五五）によりやく右衛門尉に転じた。さらに検非違使の宣旨をうけたのは嘉応二年（一一七〇）という遅い昇進である。

また、一一三〇年代から馬允に任じられる者が増える。さらにその後は、省・寮の判官といったそれまで見られなかつ

た文官に任じられる者もあらわれてくる。⁽⁴³⁾

宮道氏の国司経験者は少なく、地方土着が確認できるのは、先に挙げた越中国以外には美濃国がある。

美濃国の宮道氏については『岐阜県史』・『大垣市史』に詳しく、安八郡司の宮道氏が在庁官人となり、十一世紀半ばから十三世紀初頭まで確認できる。⁽⁴⁴⁾ 宮道氏と美濃国とのつながりは、宮道正盛の美濃大掾任官にはじまると推測する。正盛は、長保元年（九九九）に資子内親王の給により美濃大掾に任じられた。⁽⁴⁵⁾ その後、正盛もしくはその一族が美濃国安八郡に土着したと推測される。ただし、安八郡の宮道氏と京の宮道氏との関係を示す史料はない。

保元・平治の乱、さらに治承・寿永の乱において、京の宮道氏の軍事行動は確認できない。僧兵の強訴には検非違使も動員されたが、宮道氏が加わっていたことを示す史料は残っていない。京を中心に活動し続けた宮道氏では、大規模化する兵乱や、僧兵の強訴に対応できなかつたのであろう。動員力を有し大規模な追捕行為が可能な清和源氏・桓武平氏が台頭してくるなか、撰関家に従属しつづけ地方との結びつきも弱い宮道氏は、後白河院政・平氏政権下でその地位を低下させていったものと思われる。

おわりに

以上、九～十二世紀にかけての宮道氏の動きについて概観した。宮道氏は平安京に近い山城国宇治郡山科郷の豪族で、平安初期の才用主義重視の動きのなかで実務官領として登用された。宮道列子が醍醐天皇の外祖母となったことで、醍醐天皇の子孫に近侍し、十一世紀には小野宮流に仕えることになった。十二世紀に入り小野宮流の衰退にともない、白河院・撰関家に仕えるようになっていった。この間、宮道忠用が藤原純友の乱の鎮圧に参加し、宮道氏は衛府尉・検非違使を代々の家業としていった。しかし、京を中心に活動していた宮道氏では大規模化する兵乱や僧兵の強訴に対応できず、

治安維持の職から離れていった。

その後、鎌倉幕府の御家人となった宮道氏の一族と思われる者もいる。『吾妻鏡』に宮六兼杖国平（文治五年（一一八九）七月十九日条ほか）、大田兵衛尉之式（建仁元年（一一〇一）九月十五日条）、高島太郎式久（建長五年（一二五三）九月二十六日条）の名がみえる。

宮六兼杖国平は、建久八年（一一九七）に武蔵国永井聖天堂錫杖を奉納した宮道国平と同人と考えられる。⁽⁴⁶⁾宮六兼杖国平は武蔵国長井荘の別当であった齋藤実盛の外甥であった。大田は越中国新川郡の地名で、蜷川氏の祖である（『蜷川系図』では祖を大田左衛門尉式宗としているが、之式は系図中にない）。越中国に土着した宮道氏の子孫ということになる。高島は「能登国御家人」とあり、能登国高島荘の荘司と考えられ、越中国の宮道氏から分かれた者かもしれない。この三名はいずれも地方に土着・留住した者で、京の宮道氏との関係は不明である。

註

(1) 「宮道氏」（坂本太郎・平野邦雄監修『日本古代氏族人名辞典』吉川弘文館、一九九〇年）、石附敏幸「宮道」（佐伯有清編『日本古代氏族事典』雄山閣、一九九四年）。

(2) 坂井誠一「蜷川氏の祖先」（『遍歴の武家―蜷川氏の歴史的研究―』吉川弘文館、一九六三年）。また、蜷川新「物部氏及宮道氏史蹟―蜷川親直七百二十五回忌記念」（私家版、一九三二年）、同「蜷川親直七百二十五回忌記念小史 物部氏及宮道氏の裔」（私家版、一九三三年）がある。

(3) 臈谷寿「十世紀に於ける左右衛門府官人の研究―尉を中心として―」（『平安博物館研究紀要』五、一九七三年）は、宮道忠用と宮道忠城が同一人物ではないかと指摘。渡辺直彦「藤原実資家『家司』の研究」（『日本古代官位制度の基礎的研究 増訂版』吉川弘文館、一九七八年）は宮道義行・宮道式光が父子で実資の家司であったことを紹介。請田正幸「平安初期の算道出身官人」（田名網

宏編『古代国家の支配と構造』東京堂出版、一九八六年）は宮道吉備麻呂・弥益が算道出身官人（数学的知識を持った官人）の可能性のある者と指摘している。

- (4) 『群書類従』巻八一。
- (5) 志賀剛『式内社の研究』三山城・河内・和泉・摂津篇（雄山閣、一九七七年）。
- (6) 『寛永諸家系図伝』第一四（統群書類従完成会、一九九二年）。『新訂寛政重修諸家譜』第一八（統群書類従完成会、一九六五年）。
- (7) 『勸修寺旧記』（『統群書類従』巻七八〇）。
- (8) 『野沢血脈集』（『真言宗全書』第三九）には「土去鈔、和泉国在庁子也云々」とある。
- (9) 土谷恵「小野僧正仁海像の再検討―撰関期の宮中真言院と醍醐寺を中心に―」（青木和夫先生還暦記念会編『日本古代の政治と文化』吉川弘文館、一九八七年）。上島亨「隨心院と隨流の確立」（仁海僧正御誕生一〇五〇年記念事業委員会編『仁海―仁海僧正御誕生一〇五〇年記念―大本山隨心院、二〇〇四年）。
- (10) 小檜山一良「京都・平安京跡左京九条三坊十町・烏丸町遺跡」（『木簡研究』三七、二〇一五年）。
- (11) 『除目申文抄』に寛仁四年以後のこととして宮道宿禰季盛の名が見える（『統群書類従』巻二六六）。
- (12) 請田正幸前掲註（3）。『日本三代実録』元慶元年正月三日乙亥条には「漏刻博士宮道朝臣弥益」とあるが、『類聚国史』巻一〇一・職官六・叙位六の同日条の頭注は、「漏刻博士、原作漏刻頭、今従本史一本、大永本作主計頭」としている。請田は「漏刻博士」には疑問を呈している。
- (13) 池上洵一「説話の虚構と虚構の説話―藤原高藤説話をめぐって―」（『池上洵一著作集第一巻 今昔物語集の研究』和泉書院、二〇〇一年、初出は一九八六年）。
- (14) 宇根俊範「律令制下における改賜姓について―朝臣賜姓を中心として―」（『史学研究』一四七、一九八〇年）、同「律令制下における改賜姓について―宿祢賜姓を中心として―」（『ヒストリア』九九、一九八三年）。
- (15) 池上洵一前掲註（13）。
- (16) 『史料拾遺 魚魯愚抄』、『統群書類従』巻八九。
- (17) 『大日本史料』一編之三、七九〇頁。
- (18) 『勸修寺旧記』など後代に記された史料では、弥益の官職を宮内大輔・少輔と記している。『勸修寺旧記』は「延喜御在位之日、

最益抽補宮内大輔」とする。

- (19) 高橋秀樹「祖先祭祀に見る一門と「家」―勸修寺流藤原氏を例として―」(『日本中世の家と親族』吉川弘文館、一九九五年)。
- (20) 『為房卿記』承暦三年八月一・二・三・四日条、永保元年七月十七日裏書、八月四日条(『史聚』一〇、一九七九年)。「吉記」承安四年八月四日、養和元年八月一日、寿永元年八月一日条など。
- (21) 『祇園社記』御神領部第二二(増補続史料大成 八坂神社記録三三)。奥田淳爾「祇園社領越中堀江荘の変遷」(『富山史壇』四七、一九七〇年)。
- (22) 久保田収「祇園社領越中堀江庄」(『皇學館大学紀要』九、一九七一年)。
- (23) 東大寺僧の玄慶は宮道氏出身で左(右)京人であった。「僧綱補任」二応和元年(『大日本仏教全書』一二三冊)・『維摩会講師研学暨義次第』(『大日本史料』一編之二三、七三四頁)。
- (24) 『日本紀略』正暦五年十月二十三日辛丑、長徳元年十月十八日辛卯条。
- (25) 野口実「平維茂と平維良」(『中世東国武士団の研究』高科書店、一九九四年、初出は一九七八年)、川尻秋生「平維良の乱」(『古代東国史の基礎的研究』塙書房、二〇〇三年、初出は一九九二年)。
- (26) 川尻秋生前掲註(25)。
- (27) 川尻秋生前掲註(25)。「小右記」長和三年二月七日条。
- (28) 『大日本史料』三編之一、九頁。
- (29) 『増補続史料大成』。
- (30) 横澤大典「白河・鳥羽院政期における京都の軍事警察制度―院権力と軍事動員―」(『古代文化』五四―一二、二〇〇二年)。
- (31) 『法勝寺供養記』(『群書類従』卷四三三)。「水左記」承暦元年十二月十八日条。なお『法勝寺供養記』には「義武」とある。
- (32) 渡辺直彦「検非違使の研究」(『日本古代官位制度の基礎的研究 増訂版』吉川弘文館、一九七八年)。
- (33) 『兵範記』仁平三年(一一五三)六月六日条、『本朝世紀』同年六月十一日己巳条。
- (34) 『中右記』長承二年二月九日条。『兵範記』仁平二年八月十四日条。
- (35) 『後二条師通記』応徳三年十一月二日条、寛治四年十二月二十日条など。
- (36) 『後二条師通記』寛治二年正月二十一日条、『殿暦』天仁二年十二月二十一日条など。

- (37) 元木泰雄は寛譽は忠実に近侍していたとするが、久保尚文は忠通派に属していたとする。元木泰雄「撰閑家における私的制裁」〔院政期政治史研究〕思文閣出版、一九九六年、初出は一九八三年）、同「人物叢書 藤原忠実」〔吉川弘文館、二〇〇〇年〕、久保尚文「堀江荘の成立と撰閑家内紛―松室法橋をめぐる―」〔富山史壇〕八八、一九八五年）。
- (38) 高山かほる「白河院政期における検非違使の一側面―補任状況から見て―」〔湘南史学〕七・八合併号、一九八六年）、米谷豊之祐「院政期検非違使歴名表及び附考」〔院政期軍事・警察史拾遺〕近代文芸社、一九九三年、初出は一九八九年）、宮崎康充「鎌倉時代の検非違使」〔書陵部紀要〕五一、二〇〇〇年）。
- (39) ただし、堯時は明法道学生であったことから〔類聚符宣抄〕九・明経准得業生試・安和二年八月十一日官符）、追捕尉ではなく明法道尉であった可能性もある。
- (40) 拙稿「撰閑期の検非違使尉の家系」〔駒沢史学〕六一、二〇〇三年）。
- (41) 高橋昌明は「それなりの武力の保持者と思われる」との評価をしている（『武官系武士から軍事貴族へ』『武士の成立 武士像の創出』東京大学出版会、一九九九年）。
- (42) 満富真理子「院政と検非違使―その補任より見たる―」〔史淵〕一〇四、一九七一年）、高山かほる・米谷豊之祐・宮崎康充前掲註（38）。
- (43) 『本朝世紀』久安二年二月十一日条、同仁平三年六月十一日条、『兵範記』久寿二年十二月二十五日条、同仁安二年十二月十三日条、同承安元年十二月九日条、『玉葉』嘉応二年四月二十三日条、『山槐記』除目部類・承安四年正月二十一日条。
- (44) 『岐阜県史』通史編古代（一九七一年）、『大垣市史』通史編自然・原始～近世（二〇一二年）、『平安遺文』八六五・九七四・九七七・一〇〇〇・一一三〇・一三三三・一三五三号文書。『鎌倉遺文』一一三七号文書。
- (45) 『大間成文抄』一。
- (46) 林宏一「藤原守道とその系譜」〔埼玉県史研究〕九、一九八二年）。

表・衛府尉・檢非違使就任者

名	官職	西暦 (出典)
忠用	右衛門尉	948 見 (『九条殿記』 天曆2年正月5日条)
忠城	右衛門少尉	966 見 (『政事要略』 卷61)
	檢非違使	966 見 (『政事要略』 卷61)
堯時	左衛門尉	982 見 (『小右記』 天元5年正月9日条)
	檢非違使	982 見 (『小右記』 天元5年正月9日条)
式光	左兵衛尉	1011 見 (『權記』 寛弘8年7月8日条)
	左衛門尉	1023 見 (『小右記』 治安3年6月25日条)
	檢非違使	1029 見 (『小右記』 長元2年8月6日条)
義式	右衛門少尉	1077 見 (『水左記』 承暦元年10月6日条)
	檢非違使	1077 見 (『法勝寺供養記』 承暦元年12月15日条)
式賢	左衛門尉	1090 見 (『季仲卿記』 寛治4年12月20日条)
	檢非違使	1094 任 (『中右記』 嘉保元年2月22日条)
頼式	左衛門権少尉	1094 任 (『大間成文抄』 8)
	檢非違使	1115 見 (『殿暦』 永久3年12月9日条)
式盛	左兵衛権少尉	1116 任 (『大間成文抄』 7)
光賢	右衛門少尉	1124 見 (『永昌記』 天治元年4月23日条)
	檢非違使	1135 任 (『中右記』 保延元年4月15日条) 註「宗賢」とあるが光賢と同人であろう。
頼平	右兵衛少尉	1136 任 (『中右記』 保延2年正月27日条)
	右衛門尉	1155 任 (『兵範記』 久寿2年4月12日条)
	檢非違使	1170 任 (『兵範記』 嘉応2年4月7日条)
成賢	左衛門尉	1137 任 (『中右記』 保延3年2月5日条)
光兼	右衛門少尉	1143 任 (『本朝世紀』 康治2年12月15日条)
光重	左兵衛少尉	1149 見 (『本朝世紀』 久安5年4月19日条)
	右衛門尉	1162 任 (『大間成文抄』 8)
式仲	右衛門尉	1157 任 (『兵範記』 保元2年11月12日条)
式国	右衛門少尉	1179 任 (『玉葉』 治承3年正月19日条)
清定	右兵衛少尉	1179 任 (『玉葉』 治承3年正月19日条)
式信	左兵衛尉	1181 任 (『吉記』 養和元年9月23日条)
能盛	左衛門少尉	1184 任 (『吉記』 元暦元年4月2日条)